

ハローワークインターネットサービスの「求人者マイページ」から

高卒求人登録をする場合（以下「マイページ仮登録」と呼称）

★2026年（令和8年）3月卒業新規学卒求人のマイページ仮登録に関しては、
2025年（令和7年）6月2日（月）以降に入力したものを有効といたします。

★マイページ仮登録処理を完了する前に、求人票の「プレビュー」を印刷し、ハローワーク
窓口へ持参願います。（以下を参照ください。）

- マイページ仮登録最終画面（青少年雇用情報登録の画面）の『完了』ボタンをクリックする前に、『仮求人票を表示』ボタンをクリックし、「プレビュー」画面を表示させ、印刷してください。

Home (求人/応募管理) | メッセージ | 事業所情報設定

ホーム > 求人登録

年度 人

年度 人

平均継続勤務年数⑦ 半角数字(小数点第一位まで)

年

従業員の平均年齢⑦ 半角数字(小数点第一位まで)

歳

前事業年度の月平均所定外労働時間⑦ 半角数字(小数点第一位まで)

時間

前事業年度の有給休暇の平均取得日数⑦ 半角数字(小数点第一位まで)

日

任意

前事業年度の育児休業取得者数⑦ 半角数字

女性 人 男性 人

前事業年度の出産者数 半角数字

女性 人 男性の配偶者 人

就職への定着の促進に関する取組の実施状況
できる限り詳しく項目ごとに記入ください。
なお、いずれかの項目は入力必須となっております。

前へ戻る 仮求人票を表示 完了

リンク集 | サイトマップ | サイトポリシー | プライバシーポリシー | 利用規約 | よくあるご質問 | お問い合わせ先 | 所在地情報 |

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

15:47 2020/04/14

【マイページ仮登録におけるその他注意事項について】

- * 求人者マイページを開設済の場合、システム上はマイページで求人内容変更が可能です
が、高卒求人に関しては、マイページでの求人内容変更は絶対に行わないようご注意ください。万が一、仮登録完了後に内容変更が必要となった場合は、求人者マイページの編集や修正連絡は不要です。求人受付時に、ハローワーク窓口にてお申し出ください。
- * 求人者マイページを開設済の場合、システム上はマイページで求人取消が可能です
が、高卒求人に関しては、マイページでの求人取消は禁止しています（別紙にて、充足報告と共に取消依頼をして頂く必要があります）。万が一、求人充足以外に、採用計画の変更など求人取消が必要となった場合は、事実確認を行い、各関係機関へ通報することとなります。
- * マイページ仮登録していただいた場合も、プレビュー印刷したものを含め必要書類は、ハローワーク窓口への持参が必要です。高卒求人の場合は、マイページの入力のみで完結できません。（修正依頼も行いません。）
- * 求人の受付日は仮登録完了日ではなく、ハローワークの窓口で受付した日となります。
マイページ仮登録後に「求人情報仮登録が完了しました」（以下「仮登録完了通知」と呼称）と通知されますが、あくまでシステム上の自動通知です。ハローワークでは確認中の状態となっています。
- * 6 月中に「求人者マイページから申込みのあった求人仮登録または求人内容の変更について、ハローワークでの確認が完了し、受理されました」（以下「求人受理通知」と呼称）と通知された場合も、求人票原本は7月1日（火）以降の返戻となります。
- * 高校へ高卒求人を持参される際は、7月1日（火）以降にハローワークから返戻される高卒求人票原本（固有の求人番号が印刷され、かつハローワーク枚方の日付印が押印されているもの）をコピーし、利用してください。

上記詳細については「令和7年度新規学卒（高校・中学）求人関係資料」の P. 3～4をご確認ください。
